

児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抄）

（前略）

19 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業

（1）趣旨

令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員等の任用要件の1つとして位置づけられる。本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するものであり、これらの者が研修等に参加しやすい環境を整備することを目的とする。

（2）事業内容及び実施方法

① 研修受講支援

児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で勤務している職員がこども家庭ソーシャルワーカー研修を受講するための旅費及び研修受講料を補助する。また、研修受講者の勤務先において代替職員を確保するための雇上費を補助する。

② 見学実習受入施設等への代替職員配置

こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。

③ 資格取得者の配置促進（補助金によるもの）

児童相談所や市区町村相談支援部門にこども家庭ソーシャルワーカー資格を有する職員を配置することに伴い、当該職員の手当額等の増額による賃金引き上げ（※）を行う。

④ 資格取得者の配置促進（児童入所施設措置費等国庫負担金によるもの）

児童養護施設等にこども家庭ソーシャルワーカー資格を有する職員を配置することに伴い、当該職員の給与等の増額に係る加算（※）を行う。

（※）本事業による賃金引き上げや加算（以下「賃金引き上げ等」という。）

とは、職員について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることを行う。

（3）実施主体

- ① 研修受講支援
都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）、市区町村（市区町村職員を対象とするものに限る）
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置
都道府県等
- ③ 資格取得者の配置促進（補助金によるもの）
都道府県等、市区町村
- ④ 資格取得者の配置促進（児童入所施設措置費等国庫負担金によるもの）
都道府県等、市区町村

(4) 対象者等

- ① 研修受講支援
児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）により改正された児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8第1号から4号に定める者及びその者の勤務先である施設等
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置
こども家庭庁告示第14号（令和5年11月14日）における見学実習Ⅰ（演習）及び見学実習Ⅱ（演習）を行う見学実習施設として、研修実施機関と契約を締結し受講者を受け入れている施設等
- ③ 資格取得者の配置促進（補助金によるもの）
こども家庭ソーシャルワーカー資格登録者である職員を配置しており、当該職員に対して賃金引き上げ等を行う都道府県等、市区町村、利用者支援事業を実施する事業所、児童福祉法第7条で定める児童福祉施設（次項に定める各施設を除く）
- ④ 資格取得者の配置促進（児童入所施設措置費等国庫負担金によるもの）
こども家庭ソーシャルワーカー資格登録者である職員を配置しており、当該職員に対して賃金引き上げ等を行う乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、一時保護施設

(5) 賃金引き上げ等の要件

資格取得者の配置促進（(2)③及び(2)④による賃金引き上げ等）を実施する自治体においては、以下の事項を満たすことを条件とする。

- ① 賃金引き上げ等の金額は、職員の賃金引き上げ等及び当該賃金引き上げ等に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、賃金引き上げ等の具体的な実施方法については、対象施設等の判断

による柔軟な運用を認める。

- ② 賃金引き上げ等について、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年保管しておかなければならないこと。
- ③ 賃金引き上げ等を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。
- ④ 賃金引き上げ等により講じた賃金の水準を維持すること。
- ⑤ 対象施設等において実施された賃金引き上げ等が本事業の要件を満たさないことが確認された場合、既に支給された賃金引き上げ等の一部若しくは全部を返還させること又は賃金引き上げ等を取り消すこととする。

(6) 留意事項

市区町村が市区町村職員に対して研修受講支援を行う場合は、当該職員に関して都道府県等と市区町村の申請が重複していないことを両者で確認する等の協議を行った場合に限り、補助対象として認める。なお、当該職員の受講確認は認定機関が発行する受講者番号及び研修実施機関が発行する領収書により可能であるため、当該職員が支払った研修受講料を同一年度中に事後的に精算しても差し支えない。

(7) 費用

この通知の(2)①から③の事業に係る経費については、令和5年10月27日こ支虐第170号こども家庭庁長官通知「児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について」によるものとし、(2)④の事業に係る経費は令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

(後略)